

## 県外出張する方、感染者多数発生地域を私用で訪問する方へ

新型コロナウイルス感染症の患者が各地で確認されています。

帰松後2週間は次の点に留意してください。

体調等に関して相談がある場合は、職員厚生課 健康管理担当に連絡してください。

### <日頃から気を付けていただきたいこと>

- 石鹸による手洗い、手指消毒、咳エチケットの励行
- 洗っていない手で目や鼻、口などを触らない。
- バランスの取れた食事・睡眠を十分にとり免疫力を高める。
- 平熱を確認しておく。
- 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団であつまることを避ける。
- 咳などの症状がある時にはマスクを着用する。

### <帰松後2週間>

- 新型コロナウイルス感染者多数発生地域(※)を出張や私用で訪問した場合は帰松後2週間自宅待機。※該当地域は人事課キャビネットを参照  
その他の地域へ出張した場合も発熱などの風邪症状がある場合は出勤せず、外出を控え自宅療養する(年次休暇扱い)。
- 帰松後2週間は体温測定、その他症状の有無を観察する。  
感染者多数発生地域を訪問した場合は、別添3「健康観察記録票」に記録し、出勤後に職員厚生課へ提出する。
- 有症状時は所属長に報告する。
- 2週間の自宅待機者は、出勤前日に所属長に体調報告する。
- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ(倦怠感)や、息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、「帰国者・接触者相談センター(089-909-3483)」に相談する。  
糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている、妊婦の方は重症化しやすいため、上記症状が2日程度続く場合は相談する。
- 相談の結果、指定の医療機関への受診を勧められた場合は指示に従って受診する。指定の医療機関へ受診する場合は所属長に連絡し、受診から結果が出るまでの間は、自宅待機する。(特別休暇扱い)

<連絡先>

職員厚生課 健康管理担当  
電話：089-948-6721・6743

## 感染者多数発生地域から帰宅した家族等がいる場合の家庭内での注意

新型コロナウイルス感染者が多数発生している地域（※）から帰られた家族等（以下帰宅家族という）がいる場合、家庭内で以下の点に注意してください。

体調等に関して相談がある場合は、職員厚生課 健康管理担当に連絡してください。

※該当地域は人事課キャビネットを参照

### <家庭内での注意>

- 帰宅家族と部屋を分ける。食事や寝るときも別室が望ましい。  
難しい場合は、同室内では全員がマスクを着用し、定期的に換気を行う。共用スペース以外の部屋の換気も行う。
- 帰宅家族と洗面所・トイレを共用する場合は十分な清掃と換気を行う。
- タオルや寝具、食器、歯ブラシなど身の回りのものは共用しない。  
特にタオルはトイレ・洗面所、キッチンなどでは共用しないよう注意。  
ただしタオル、衣類、食器等は通常の洗濯や洗浄で、分けて洗う必要はない。
- 同居家族の嘔吐物や糞便等で汚れた衣類、タオル、寝具等を取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、通常の洗濯用洗剤で洗濯し、しっかりと乾燥させる。
- 共用部分（ドアの取っ手、ノブ、テーブル等）はアルコール消毒薬または家庭用塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム 0.05%）を用いて清拭する。（次亜塩素酸ナトリウムは製品の濃度が6%の場合、液 25ml を水 3l で薄める。次亜塩素酸ナトリウムで清拭した後は水拭きする）
- 咳をしたり鼻をかんだティッシュ等はビニール袋に入れ、密閉して捨てる。
- 清掃・洗濯等の後は石鹸と流水で手を洗う。

### <健康管理>

- 家族全員が体温測定、その他症状の有無を観察する。
- 不要不急の外出を避けるとともに外部からの不要不急な訪問は受け入れない。
- 石鹸による手洗い、手指消毒、咳エチケットの励行
- 洗っていない手で目や鼻、口などを触らない。
- バランスの取れた食事・睡眠を十分にとり免疫力を高める。
- 有症状時は所属長に報告する。

参考：厚生労働省「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合  
家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」

### <連絡先>

職員厚生課 健康管理担当  
電話：089-948-6721・6743